

はいきぶつとうしよりてすうりょう ゆうりょう しよりぶくろ げんめん 廃棄物等処理手数料（有料ごみ処理袋）の減免について

くにたちし かてい かねん ふねん ようきほうそう だ ぼあい し
 国立市では、ご家庭から「可燃ごみ」「不燃ごみ」「容器包装プラスチック」を出す場合、市の
 してい ゆうりょう しよりぶくろ しよう い か げんめんたいしょうせたい かた
 指定する有料ごみ処理袋を使用していただいておりますが、以下の減免対象世帯の方につい
 ては、有料ごみ処理袋にかかる廃棄物等処理手数料を減免し、一定枚数の有料ごみ処理袋
 の無料引換券を交付しております。

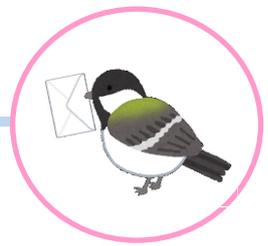
ちゅういじこう
【注意事項】
 はいきぶつとうしよりてすうりょう げんめん ねんど しんせい ひつよう がつ よくとし がつ ねんど
 廃棄物等処理手数料の減免は、年度ごとに申請が必要です。（9月～翌年8月で1年度）
 せたいじょうきょう へんこうとう げんめんたいしょう ぼあい
 世帯状況の変更等によって、減免対象にならない場合がございます。
 ぶくろ しんせい どうじ う と しんさ
 ごみ袋は申請と同時に受け取れません。（審査があります。）

げんめんたいしょうせたい 1. 減免対象世帯



	たいしょう せたい 対象の世帯	りゆういてん 留意点	じょうけん 条件
ア	せいかつ ほご じゆきゆうせたい 生活保護受給世帯	じゆきゆうしょうめいしょ しゆとくにん 受給証明書の取得委任がで き	—
イ	ちゆうごくざんりゆうほうじんとうしえんきゆうふじゆきゆうせたい 中国残留邦人等支援給付受給世帯	ゆうそうしんせい ぼあい ます。（郵送申請の場合のみ）	—
ウ	ろうれいふくしねんきんじゆきゆうしゃ せたい 老齢福祉年金受給者のいる世帯	たいしょうねん がつ にちいげんう かた さい 大正5年4月1日以前生まれの方（106歳 いじょう たいしょう せいど 以上）を対象にした制度です。	要件該当者と同居して いる方全員が住民税非課税 であること。生計を同じくして
エ	こくみんねんきん いぞくき そねんきんじゆきゆうしゃ せたい 国民年金の遺族基礎年金受給者のいる世帯	いぞくねんきん 遺族年金ではありません。	
オ	じどうふようてあてじゆきゆうしゃ せたい 児童扶養手当受給者のいる世帯	じどうてあて 児童手当ではありません。	
カ	とくべつじどうふようてあてじゆきゆうしゃ せたい 特別児童扶養手当受給者のいる世帯	—	
キ	しんたいしょうがいしやてちよう きゆう きゆう こうふ う 身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けた かた せたい 方のいる世帯	しょうがいしや そうごうしえんほう もと しょう 障害者 総合支援法に基づく障 うがいふくし ほうもんけい 害福祉サービスのうち、訪問系	
ク	せいしんしょうがいしや ほけんふくしてちよう きゆう こうふ う 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けた かた せたい 方のいる世帯	サービス支給決定時間が月 しきゆうけつていじかん つき 180時間以上ある世帯は、世帯 じかんいじょう せたい せたい 人数を1名分増やして申請でき ます。介助者の人数にかかわら にんずう めいぶんふ しんせい ず1名分です。	
ケ	あい てちよう ど ど こうふ う かた 愛の手帳(1度または2度)の交付を受けた方のい せたい る世帯	かいじょしや にんずう います。介助者の人数にかかわら いちめいぶん ず1名分です。	
コ	ようかいご にんてい う かた せたい 要介護(4または5)の認定を受けた方のいる世帯	—	

2. 申請手続



【必要書類等】

①	はいきぶつとうしよりにてすうりようげんめんしんせいしよ どうふう まいろ まうし 廃棄物等処理手数料減免申請書（同封の黄色い用紙）	しやくしよ ほんりよゆまどぐち し 市役所ごみ減量課窓口、市のホームページからダウンロードすることも取得できます。
②	いんかん しんせいしよ きにゆう ととき しやう 印鑑（申請書を記入する時に使用します）	
	たいしやうせたい 対象世帯	ひつ やう しよ るい 必要書類
ア	せいかつほごじゆきゆうせたい 生活保護受給世帯	せいかつほごじゆきゆうしやうめいしよ 生活保護受給証明書
イ	ちゆうごくざんりゆうじゆうじんきゆうぶつゆたいたい 中国残留邦人等支援給付中世帯	しえんきゆうぶじゆきゆうしやうめいしよ 支援給付受給証明書
ウ	ろうれいふくしねんきんきゆうしや 老齢福祉年金受給者のいる世帯	ろうれいふくしねんきんしやうしよ 老齢福祉年金証書のコピー
エ	こくみんねんきんいぞくきそねんきんじゆきゆうしや 国民年金の遺族基礎年金受給者のいる世帯	ねんきんがくかいていつうちしよ ねんきんふりこみつうちしよ 年金額改定通知書（年金振込通知書）のコピー。該当者には6月上旬頃にほんねんきんきこう 日本年金機構から送付されます。
③ オ	じどうふやうであてじゆきゆうしや 児童扶養手当受給者のいる世帯	じどうふやうであてじゆきゆうしやうめいしよ 児童扶養手当受給証明書のコピー
カ	とくべつじどうふやうであてじゆきゆうしや 特別児童扶養手当受給者のいる世帯	とくべつじどうふやうであてじゆきゆうしやうめいしよ 特別児童扶養手当受給証明書のコピー
キ	しんたいしやうがいしせつやう 身体障害者 手帳（1級または2級の交付を受けた方のいる世帯）	しんたいしやうがいしせつやう 身体障害者手帳のコピー
ク	せいしんしやうがいしせつやう 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けた方のいる世帯	せいしんしやうがいしせつやう 精神障害者 保健福祉手帳のコピー
ケ	あい てちやう ど 愛の手帳（1度または2度）の交付を受けた方のいる世帯	あい てちやう 愛の手帳のコピー
コ	ようかいご 要介護（4または5）の認定を受けた方のいる世帯	かいごほけんひほけんしやう 介護保険被保険者証のコピー
④	ひかせいしやうめいしよ 非課税証明書（ウ～コの方で年度途中転入の方は必要です。）	

ひろげてコピー



⑤

「障害福祉サービス受給者証」の
コピー（訪問系サービスの支給決定
時間が月180時間以上ある世帯）

ひろげて現
在の住所
の部分も
コピーし
てくださ
い。

【生活保護受給証明書の取得委任】（窓口で申請される方は取得委任できません。）

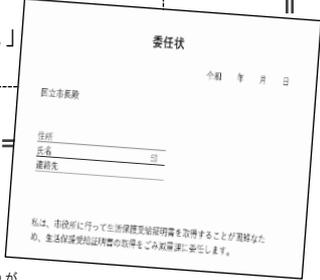
ア・イに該当する方で、郵送申請を希望しており、受給証明書の取得を委任したい場合は、
①か②のいずれかの方法で委任してください。

① 申請書の余白に下記の通り記入し署名又は捺印する。

生活保護受給証明書の取得をごみ減量課に委任します。国立 太郎

② 委任状を添付する。

委任状の必要事項：①「委任状」②「日付（年月日）」③宛先「国立市長」④本人の「住所」⑤「氏名」
⑥「印」⑦「連絡先（電話番号）」⑧「私は、市役所に行って生活保護受給証明書の取得
することが困難なため、生活保護受給証明書の取得をごみ減量課に委任します。」



【申請先】 市役所 生活環境部 ごみ減量課（郵送可）（住所は4頁参照）

【申請期限】 令和7年7月22日（火）必着 期日までの申請に協力をお願いします。

げんめんきかん
【減免期間】 しんせいしよ うら かず さんこう
申請書の裏と下図を参考にしてください。



しんせい まいねんどひつよう しんせい おく げんめんきかん みじか こうふ ふくろ かず すく
申請は毎年度必要です。申請が遅れると減免期間が短くなり、交付される袋の数が少なくなります。

3. 記入例



しんせいしやらん かた かくてちよう ようかいごじゆきゆうしや しめい きにゆう
【①申請者欄】ウ～コの方は各手帳、要介護受給者の氏名を記入してください。

国立市長 殿
申請者
住 所 国立市 富士見台2丁目47番地の1
氏 名 国立 太郎
電 話 042-576-2111

【ウ～コの方】要件該当者と同居していて、生計を同じくしている方全員が住民税非課税であることが条件です。住民票の世帯分離をしていても、親族が同一の家屋に起居している場合は、明らかに互いが独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、生計を同一とする家族とみなされます。

【②世帯構成欄】

しめいらん げん おな じゆうしよ どうきよ すべ かた きにゆう
氏名欄・・・現に同じ住所に同居する全ての方を記入してください。

キ・ク・ケに該当する世帯で、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち訪問系サービスの支給決定時間が月180時間以上ある世帯は、世帯人数を1名分増やして申請できます。「障害福祉サービス」と記入してください。

No.	氏 名		生年月日		令和7年度市町村民税の課税状況	同意欄（※下記参照）
					令和7年1月1日の住所地	自署による署名又は捺印
1	(ふりがな) くにたち たろう (申請者) 国立 太郎	大正 昭和 平成	42年 1月 1日	□課税・ <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input checked="" type="checkbox"/> 国立市・□()	国立 太郎	
2	(ふりがな) くにたち はなこ (申請者) 国立 花子	大正 昭和 平成	42年 8月 1日	□課税・ <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input checked="" type="checkbox"/> 国立市・□()	国立 花子	
3	(ふりがな) 障害福祉サービス (申請者)	大正 昭和 平成 令和	年 月 日	□課税・□非課税 □国立市・□()	印	

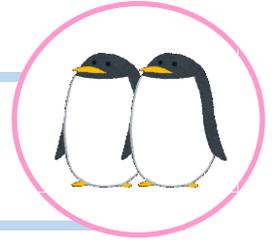
じゆうしよちらん どうがいねんど がつ にちじゆうしよち くにたちしいがい しく ちようそん ばあい かた どうがいねんど
住所地欄・・・当該年度の1月1日住所が国立市以外の市区町村である場合、その方の当該年度の市区町村民税非課税証明書（コピー可）の添付が必要となります。

どういらん げんめんにんてい せたいじようきようおよ かせいじようきよう こうぼ かくにん どうい
同意欄・・・減免認定のため世帯状況及び課税状況を公簿で確認することについて同意する場合は、同意欄に一人ずつ自署により署名又は捺印して下さい。署名又は捺印がない場合は、その方の住民票及び当該年度の市区町村民税非課税証明書（コピー可）の添付が必要となります。

【③申請理由】 ^{しんせいりゆう} 該当する要件と、^{がいとう} 添付書類を ^{ようけん} 確認いただき、^{てんぷしよるい} □に ^{かくにん} チェックしてください。

該当要件	確認書類
<input checked="" type="checkbox"/> ア.生活保護受給世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護受給証明書

4. 減免枚数 ^{げんめんまいすう} . . . ^{しんせいしよ} 申請書の裏を ^{うら} ご覧ください。



5. 代理の方が申請書を提出する場合 ^{だいいり} ^{かた} ^{しんせいしよ} ^{ていしゆつ} ^{ばあい}

^{だいいり} ^{かた} ^{しんせいしやい} ^{がい} ^{かた} ^{まどぐち} ^{しんせいしよ} ^だ ^{ばあい} ^{かなら} ^か ^き ^{げんぼん}
代理の方（申請者以外の方）が窓口で申請書を出される場合、必ず下記のもの（コピー）
^ふ ^か ^も ^{きげん} ^{きげんない} ^{かぎ}
一不可）をお持ちください。また、期限のあるものは期限内のものに限ります。

・「^{だいいりにん} ^{ほんにんかくにんしよるい} ^{てん} ^{うんでんめんきよしよ} ^{かくしゆほけんしよ} ^{ねんきんてちよ}
代理人の本人確認書類1点」（^{うんてんめんきよしよ} 運転免許証・^{まいなんばんかーど} マイナンバーカード・^{かくしゆほけんしよ} 各種保険証・^{ねんきんてちよ} 年金手帳など）

6. 代筆の場合 ^{だいいつ} ^{ばあい}

^{かなら} ^{だいいつ} ^{もうしたてしよ} ^{てんぷ} ^{どういらん} ^{だいいつ}
必ず代筆の申立書を添付してください。なお、同意欄は代筆することはできません。

^{もうしたてしよ} ^{ようしき} ^{つぎ} ^{こうもく} ^{ようし} ^{きにゆう} ^{あてさき} ^{くにたちしちよう} ^{しんせいび} ^{しんせいしや}
申立書に様式はありません。次の項目を用紙に記入してください。：①宛先（国立市長） ②申請日 ③申請者の
^{じゆうしよ} ^{しめい} ^{せいねんがっぴ} ^{もうしたてりゆう} ^{れい} ^{わたし} ^{じようきんしんせいしや} ^も ^じ ^か ^{こんなん}
住所、氏名、生年月日 ④申立理由（例：私は、上記申請者が文字を書くことが困難であるため、
^{はいきぶつどうしよ} ^{りてすうりようげんめんしんせいしよ} ^{ほんにんどうい} ^{うえ} ^{だいいつ}
廃棄物等処理手数料減免申請書を本人同意の上、代筆します。）
^{もうしたてにん} ^{だいいつしや} ^{じゆうしよ} ^{しめい} ^{れんらくさき} ^{しんせいしや} ^{かんけい}
⑤申立人（代筆者）の住所、氏名、連絡先 ⑥申請者との関係

^{もうしたてしよ} ^{ようし} ^{げんりようかまどぐち}
申立書の用紙はごみ減量課窓口にもあります。



7. 郵送の注意事項 ^{ゆうそう} ^{ちゆういじこう}

^{しやくしよ} ^{たか} ^{はっこう} ^{たか} ^{あて} ^{りようきんこうのゆうびんふうとう} ^{しよ} ^{じしん} ^{ふうとう} ^{じゆんび}
市役所の他課が発行している他課宛の料金後納郵便封筒は使用できません。ご自身で封筒をご準備いた
^{きって} ^は ^{えん} ^{そうふ} ^{ゆうそう} ^{しんせい} ^{かた} ^{とうちやくかくにん} ^と ^あ
だき、**切手を貼って（110円）**送付してください。郵送で申請された方から、到着確認のお問い合わせ
^{こた} ^{ひつよう} ^{おう} ^{かんいかきとめとう} ^{りよう}
をいただいても、お答えはできません。（必要に応じて、簡易書留等をご利用ください。）

さいごにチェック!



^{おな} ^{じゆうしよ} ^す ^{すべ}
同じ住所に住む全ての
^{ひと} ^{しめい} ^{きにゆう}
人の氏名が記入されて
いますか？

てんぷしよるい わすれずに



^{どういらん} ^{しよめい}
同意欄に署名または
^{なついでん}
捺印されていますか？

^{ゆうそうさき} ^と ^あ ^{さき} ^{くにたちしふ} ^{じみだい} ^{ちようめ} ^{ばんち}
【郵送先・問い合わせ先】〒186-8501 国立市富士見台2丁目47番地の1
^{くにたちし} ^{せいかつかんきようぶ} ^{げんりようか} ^{せいそうがかりちよくつうでんわ}
国立市 生活環境部 ごみ減量課 <清掃係直通電話042-576-2119>